

「子どもの人権 110 番強化週間」

6月28日(日)から7月4日(土)までの一週間「子どもの人権 110 番強化週間」として、“いじめ”や“体罰”“不登校”や“子どもの虐待”など、子どもに関する人権問題のご相談を受付ける相談電話を設置します。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。

秘密は厳守されますので“ひとりで悩まず”お気軽にお電話ください。

開設日時

○6月28日(日)、7月4日(土)は10時～17時まで

○6月29日(月)～7月3日(金)は8時30分～19時まで

相談電話番号

☎ 0120 - 007 - 110

IP 電話等つながらない場合は ☎ 092 - 715 - 6112

※「子どもの人権 110 番」では、強化週間以外でも、子どもの人権に関するご相談を受けています。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)】

☎ 0120 - 007 - 110

浄化槽は「生き物」です

浄化槽は、微生物によって汚水を処理し、きれいな水にして自然に返す優れた施設です。正しく使用されないと河川や海などを汚す原因となり、また悪臭の原因ともなります。適切に浄化槽を使用しましょう。

1 浄化槽は正しく使用しましょう！

- ① トイレ紙以外を流さないでください。
- ② 保守点検・清掃は定期的に行いましょう。

2 法定検査を受けましょう！

すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われているかどうかを検査するための法定検査受検が年1回義務付けられています。

(法定検査には、7条検査と11条検査があり、いずれも指定検査機関が行います。)

3 浄化槽を使用しなくなった時は届出を！

浄化槽を使用しなくなった時は、必ず嘉穂保健福祉環境事務所へ届け出なければなりません。

問合せ先 福岡県嘉穂保健福祉環境事務所

☎ 23・4111

財団法人 福岡県浄化槽協会

☎ 092・947・1800



大事にしてくれれば、みんなが出す水は、浄化槽の僕がきちんと処理するからね♪

第32回桂川町社会を明るくする運動大会

主催 飯塚保護区保護司会桂川支部・桂川町

統一標語
人は変わる。一緒なら。
(第59回社会を明るくする運動)

【日時】

7月23日(木)

13時～15時40分

【場所】

総合福祉センター「ひまわりの里」

【問合せ先】

健康福祉課 高齢者・女性係

☎ 65・0001